



青葉ニュースレター

V o l . 59

2017年4月10日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている又はこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2802 1092 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目 次

鑑定・コンサル業における小規模納税人のインボイス発行に関するパイロット政策...	4
【背景】	4
【影響】	4
【主な内容】	4
【法規リンク】	5
『税関輸入増値税控除管理強化に関する公告』	6
【背景】	6
【影響】	6
【主な内容】	6
【法規リンク】	6
『中華人民共和国企業所得税法』修正の決定	7
【背景】	7
【影響】	7
【主な内容】	7
【法規リンク】	7
『国家税務局企業所得税関連問題に関する公告』	8
【背景】	8
【影響】	8
【主な内容】	8
【法規リンク】	9
対外開放の拡大・外資の積極的利用に係る若干の措置に関する通知	10
【背景】	10
【影響】	10
【主な内容】	10
【法規リンク】	11

鑑定・コンサル業における小規模納税人のインボイス発行に 関するパイロット政策

【背景】

営業税から増値税への変更改革の全面展開を順調に進めるため、税務総局は、2016年8月1日から91の都市において、宿泊業の小規模納税人の増値税専用インボイス発行のパイロット政策を試行し、2016年の11月から全国展開を実施した。現在、パイロット政策の運行は順調であり、良好な効果を発揮している。この度、納税人のインボイスの使用の更なる利便化を図るため、税務総局は、鑑定・コンサル業の小規模納税人をパイロット政策の範囲に含めることを決定し、当該納税人は増値税専用インボイスを発行できることとなった。

【影響】

鑑定・コンサル業とは、専門の資格を有して認証・鑑定を行う、またコンサル業務等を行う現代サービス業を指し、営業税から増値税への変更改革において、増値税インボイスの代理発行数が最も多い業種であった。税務局が、上述の業界を増値税専用インボイス発行のパイロット政策に含めたことは、税徴収管理における大きな革新である。この政策は、納税人に利便性をもたらし、小規模企業の発展を支え、小規模企業の競争力を向上させるものであるといえる。ただし、増値税インボイスは、税額控除に使用することができるため、小規模納税人に利便性を享受させると同時に、当局としてはそのリスクにも注意と警戒が必要である。

【主な内容】

一、パイロット政策の内容

(一)2017年3月1日から、全国範囲で月あたりの売上が3万元(或いは四半期毎の売上が9万元)を超える、鑑定・コンサル業の増値税小規模納税人(以下、「パイロット納税人」と略す)は、増値税専用インボイスを発行できると定めた。

(二) パイロット納税人は、認証サービス、鑑定サービス、コンサルティングサービス、貨物販売或いはその他の増値税課税行為を営む企業である。パイロット納税人は、新しい増値税インボイス管理システムを通じて、自社でインボイスを発行することができ、国税主管機関は、該当する納税人に対して代理発行を実施しない。

(三) パイロット納税人は、自身が取得した不動産の販売で、増値税専用インボイスを発行する場合、地税局にて代理発行を申請することができる。

(四) パイロット納税人が発行したインボイスの納税額は、規定の納税申告期間内に、主管税務機関に申告納税しなければならない。申告時の際は、増値税申告表に、当期発行のインボイス記載の売上額に対し、3~5%の徴収率にて、それぞれ『増値税納税申告表』（小規模納税人に適用）の第2欄及び第5欄の「税務機関代理発行の増値税専用インボイス税抜販売額」の「当期数」の箇所に記載をしなければならない。

二、関連の要求

(一) 主管税務機関は、パイロット納税人に対して研修を行い、納税人が正しくインボイスを発行できるようにする。当時にリスクコントロール、データ分析を強化し、パイロット政策の結果を慎重に総括する。

(二) パイロット納税人は、専用インボイス管理の関連規定を厳格に遵守し、増値税インボイスを受領、保管、発行しなければならない。

【法規リンク】

国家税務総局『鑑定・コンサル業における小規模納税人のインボイス発行に関するパイロット政策』

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2493676/content.html><http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2493676/content.html>